JCRP21

JCSS登録の一般要求事項

(第<u>15</u>14版)<u>改正案</u>

平成23年<u>8</u>5月<u>26</u>2日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター

目 次

(ページは最終的に変更になります。)

	4
第1部 登録事業者に対する一般要求事項	
1. 目的	
2. 適用範囲	-
3. 関係法令及び引用文献	4
4. 用語	-
5. 申請事業者及び登録事業者の登録のための審査基準	7
5. 1 ISO/IEC 17025 ······	7
5. 2 ISO/IEC 17025の適用方針	7
6. 申請事業者及び登録事業者の遵守事項	
7. 技能試験要求事項	12
7. 1 申請事業者及び登録事業者の技能試験への参加に関する要求事項 ············	12
7. 2 技能試験の分類 ····································	12
8. 標章の使用に関する規定	13
8. 1 基本方針	13
8. 2 標章 ······	
8.3 校正証明書に使用する場合の要求事項	13
8.4 宣伝等における標章の使用	14
8. 5 標章の使用中止及び校正証明書発行の一時停止	14
9. 届け出の義務	15
10. 立入検査等	
第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する一般要求事項	15
1. 目的	··15
2. 適用範囲	15
3. 関係法令及び引用文献	15
4. 用語	
5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準	15
5. 1 ISO/IEC 17025 ·····	15
5. 2 ISO/IEC 17025の適用方針	16
6. 申請事業者及び認定事業者の遵守事項	
7. 技能試験要求事項	17
	17
7. 1 申請事業者及び認定事業者の技能試験への参加に関する要求事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. ,
7. 1 申請事業者及び認定事業者の技能試験への参加に関する要求事項 ················ 7. 2 技能試験の分類 ····································	17
7. 2 技能試験の分類 ************************************	··17 ··18
	··17 ··18
7. 2 技能試験の分類 8. 認定シンボルの使用に関する規定 8. 1 基本方針	··17 ··18 ··18
7. 2 技能試験の分類 ************************************	··17 ··18 ··18
7. 2 技能試験の分類 8. 認定シンボルの使用に関する規定 8. 1 基本方針 8. 2 認定シンボル及び認定番号の記載 8. 3から8. 4まで	··17 ··18 ··18 ··18
7. 2 技能試験の分類 8. 認定シンボルの使用に関する規定 8. 1 基本方針 8. 2 認定シンボル及び認定番号の記載 8. 3から8. 4まで 8. 5 標章及び認定シンボルの中止及び校正証明書発行の一時停止 9. 届け出の義務	··17 ··18 ··18 ··18 ··18
7. 2 技能試験の分類 8. 認定シンボルの使用に関する規定 8. 1 基本方針 8. 2 認定シンボル及び認定番号の記載 8. 3から8. 4まで	··17 ··18 ··18 ··18 ··18 ··18

JCRP21 JCSS 登録の一般要求事項 3/38

付属書1	校正証明書1ページ目の様式例等	20
付属書2	現地校正を行う場合の要求事項	26
付属書3	遠隔校正を行う場合の要求事項	29
付属書4	規格への適合性の評価に関する指	針33
付属書5	カタログ、レターヘッド及びその他の	D宣伝文書等に対する標章又は認定シンボルの
	使用例	36

JCSS登録の一般要求事項

はじめに

この文書は、計量法に基づく校正事業者登録制度(以下「JCSS」という。)において、登録を受ける又は維持するために必要な事項を定める。

この文書は、大きく2つの部分から構成され、第1部は登録事業者に対する一般要求事項、第2部は、JCSSにおいてさらに認定国際基準に対応する事業者(以下「国際MRA対応認定事業者」という。)に対する一般要求事項を規定している。

第2部は、第1部の一般要求事項に付け加わるものであり、番号付けは第1部に対応させており、同じ番号のものは第1部の規定を置き換えている。

なお、この文書中で独立行政法人製品評価技術基盤機構への届け出が必要な場合など、登録の申請と維持に係る手続きの詳細については、別途発行されている「JCSS登録の取得と維持のための手引き」及び「JCSS登録申請書類作成のための手引き」を参照のこと。

第1部 登録事業者に対する一般要求事項

1. 目的

この文書は、法令に基づきJCSS登録を受ける又は維持するために必要な事項を、認定制度 品質マニュアルに従って定めるものである。

2. 適用範囲

- (1) このJCSS登録の一般要求事項(以下「一般要求事項」という。)は、計量法第143条第1項に規定する登録を受けようとする者(以下「申請事業者」という。)及び登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)に適用する。
- (2) この一般要求事項は、計量法校正事業者登録制度関係法令(以下「関係法令」という。)を補完し、申請事業者及び登録事業者が満たさなければならない要件のうち、登録に係る区分、校正手法の区分、種類、校正範囲及び最高測定能力(以下「登録範囲」という。)に関わらず全体に共通するものをまとめたものである。個別の技術分野において要求事項に対する具体的な適用の指針がある場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「認定センター」という。)が別に定める分野別の技術的要求事項適用指針に定める。
- (3) この一般要求事項は、次の関係法令及び校正機関認定に関する国際指針に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3. 関係法令及び引用文献

- 計量法(平成4年5月20日法律第51号): 第8章
 - 注)計量法の一部改正については、「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成15年6月11日法律第76号)」(平成17年7月1日施行) による。
- 計量法施行令(平成5年10月6日政令第329号): 第39条
 - 注)計量法施行令の一部改正については、「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成16年12月22日政令第410号)」(平成17年7月1日施行)による。
- · 計量法関係手数料令(平成5年10月20日政令第340号): 第1条 登録手数料
 - 注)計量法関係手数料令の一部改正については、「計量法施行令及び計量法関係手数料 令の一部を改正する政令(平成16年12月22日政令第410号)」(平成17年7月1日施行)に

よる。

- 計量法施行規則(平成5年10月25日通商産業省令第69号): 第8章
 - 注)計量法施行規則の一部改正については、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平 成17年3月15日経済産業省令第23号)」(平成17年7月1日施行)及び「計量法施行規則 の一部を改正する省令(平成17年9月30日経済産業省令第95号)」(平成17年10月1日施 行)による。
- ・ 計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程(認定ー法Bー計量法登録)
- ・ IAJapan技能試験に関する方針(認定ー部門-URP24)
- ISO/IEC 17025(2005)(JIS Q 17025 (2005)) : General requirements for the competence of testing and calibration laboratories(試験所及び校正機関の 能力に関する一般要求事項)
- JIS Z 8103 (2000): 計測用語
- ISO/IEC 17000(2004) (JIS Q 17000(2005)): Conformity assessment -Vocabulary and general principles (適合性評価 - 用語及び一般原則)
- ISO/IEC 17011(2004) (JIS Q 17011(2005)) : Conformity assessment— General requirement for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies(適合性評価-適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求 事項)
- ISO/IEC Guide 99(2007): International vocabulary of metrology Basic and general concepts and associated terms(VIM)(国際計量計測用語ー基本及び一般 概念並びに関連用語(VIM))(以下「VIM3」という。)
- ISO/IEC Guide 98-3(2008): Uncertainty of measurement Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement(GUM:1995)
- ASG101:「JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(IDT, ISO/ IEC 17025)」の理解のために一試験所・校正機関及び 認定審査員のための 解説一
- · APLAC TC 004(2010)) : Method of Stating Test and Calibration Results and Compliance with Specifications(試験結果及び校正結果並びに仕様に対す る適合性の表明方法)

なお、国際規格について()書きでJIS規格を併記する場合はそのJIS規格は国際規格の翻訳 規格であることを示す。

4. 用語

この一般要求事項では、関係法令、ISO/IEC 17000及びVIM3で定義された用語を用いる他、 次の用語を定義する。

(1) 特定二次標準器

特定標準器による校正等*備考1)を受けた計量器*備考2)をいう。この用語に標準物質を含める場合 には、「特定二次標準器等」という用語を使用する。

- 備考1: 「特定標準器による校正等」とは、特定標準器又は特定副標準器を用いて行う計 量器の校正又は特定標準物質(計量法第134条に規定する特定の物象の状態の量を 現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置を用いて製造された標準物 質)を用いて行う標準物質の値付けを意味する。
- 備考2: 「計量器」とは、物象の状態の量を計るための器具、機械又は装置のことをいい、 一般に「測定器」と呼ばれるものの他に、分銅やブロックゲージなどの実量器なども含ま れる。JIS Z 8103(計測用語)では、「計測器」という用語がこれに当たるが、この一般要

求事項では関係法令で使用する「計量器」という用語に統一している。

(2) 常用参照標準

計量法第143条第2項第1号に規定される「特定標準器による校正等をされた計量器若しく は標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされ た計量器若しくは標準物質」のうち特定二次標準器以外であって、該当する測定量において申 請事業者及び登録事業者が保有する最上位の計量器又は標準物質をいう。

備考: VIM3 5.6では、「reference measurement standard(常用参照測定標準)、reference standard(常用参照標準):ある組織又はある場所で、ある種類の量の他の測定標準 を校正するために指定される測定標準」が定義されている。

(3) トランスファスタンダード

特定標準器又は特定副標準器にトレーサブルな計量器(測定標準を含む)であって、現地校 正に携行するもの。

(4) 最高測定能力

JCSSの登録においては、申請事業者及び登録事業者が登録された事業の範囲で実施する 測定の最小不確かさとして最高測定能力を定義し、その定義に基づいて審査を行い、登録す る。この最高測定能力は、計量法施行規則で以下のように規定されている。

最高測定能力: 国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量(measurand)の一 つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、 又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場 合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ

備考1: 最高測定能力は、登録事業者の登録の範囲を定義するのに用いられるパラメ ータの一つであり、その他のパラメータには物理量の種類、校正方法、校正対象 物の種類、測定範囲などがある。

備考2: 最高測定能力は、登録証にその他のパラメータとともに明記される。また、認定 センターがウェブサイト上のホームページ等により公表する登録事業者のダイレ クトリにも記載され、登録事業者の潜在的顧客に対し必要な情報を提供するため に用いられる。

備考3: 最高測定能力の定義の中で「登録等の範囲の内で」という用語を使用している が、これはJCSSとして「最高測定能力」という用語を使用する場合に申請事業者 及び登録事業者が登録を受ける/受けた事業の登録の範囲の内で達成できる 最も小さい測定の不確かさを意味し、必ずしもその事業者が持つ最高水準の能 力(最小不確かさ)を意味するものではない。また、校正証明書に記載する不確か さに、最高測定能力を濫用してはならない。

同時に、最高測定能力の定義は、登録事業者がその登録において最高測定能 力より小さい測定の不確かさを主張する権利が与えられていないことを示してい る。実際の校正プロセスが測定の不確かさを大きくすることが実証されるときは、 最高測定能力を示す不確かさよりも大きな不確かさを記述するよう求められてい るということである。概して、校正対象機器はその仕様に応じて、不確かさにある 程度の寄与を与える。したがって、実際の測定の不確かさは決して最高測定能力 より小さくならない。実際の不確かさを記述する際には、登録事業者はGUMの原 則を適用するよう求められる。

備考4: 最高測定能力は、その測定範囲を示すパラメータによる数式で記述されること が望ましい。それが困難な場合は、校正の範囲を細分してその測定範囲ごとの不 確かさを示すものとする。

(5) 認定国際基準

認定センターが、APLAC、ILAC等の地域又は国際試験所認定機関協力機構の国際相互承 認(MRA)に署名することにより生じる、試験所・校正機関認定制度の国際的な要求事項のこ

(6) 国際MRA対応認定事業者

登録事業者のうち認定国際基準を満たす事業者

計量法に基づき、認定センターが必要と認めて実施する不定期の検査

(8) 定期検査

認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、認定センターが定 期的に行う、現地検査。部分検査及び全項目検査がある。

(9) 校正ラベル

登録事業者がJCSS校正等を行った計量器等に貼付できるラベルのこと。このラベルは校正 の状況を示すものであって、計量器等の製品としての品質や仕様への適合が認証されたことを 示すものではない。

5. 申請事業者及び登録事業者の登録のための審査基準

5. 1 ISO/IEC 17025

JCSSは、ISO/IEC 17025の該当する項目を計量法第143条第2項第二号に適合するための 審査基準とする(以下、ISO/IEC 17025をJCSSの審査基準として引用する場合には、単に「審査 基準」という)。登録事業者及び申請事業者は、ISO/IEC 17025の該当する要求事項に適合しな ければならない。

なお、「ISO/IEC 17025の要求事項に適合する」とは、申請事業者においてもマネジメントシス テムが運用されていることを意味し、内部監査及びマネジメントレビューが実施されていることを 含むこととする。

5. 2 ISO/IEC 17025の適用方針

JCSSでは、関係法令の規定に対して、審査基準との整合を図るため、一部の要求事項につ いて適用方針を定めた。登録事業者及び申請事業者は、審査基準に関し次の5.2.1項から5 . 2. 7項に適合しなければならない。

- 5.2.1 測定の不確かさの推定(ISO/IEC 17025 5.4.6項)
- (1) 最高測定能力の根拠は、測定の不確かさの推定を記述した文書で明確にしなければならな
- (2) JCSS校正事業においては、その登録校正における測定の不確かさは、登録された最高測 定能力より小さい数値であってはならない。

JCSS校正事業においては、測定結果をGUMに基づいて評価し、拡張不確かさの形で測定結 果とともに表示することを原則とする。この場合において校正証明書に記載する拡張不確かさは 信頼の水準約95%に対応する区間とし、包含係数 k を決定すること。なお、包含係数2が信頼 の水準約95%に対応する区間を与える場合、k = 2を採用する。ただし、タイプA又はタイプBに よって評価された不確かさについて、ある要因の自由度が全体の不確かさの有効自由度に重大 に寄与する場合は、その場合の有効自由度を評価し、GUM付属書Gに従って適切な包含係数 kを算出し、校正証明書に表記しなければならない。

- 5. 2. 2 校正証明書(ISO/IEC 17025 5.10項)
- 5.2.2.1 校正証明書の様式

校正証明書は、技術分野ごとに定めた技術的要求事項適用指針に規定する様式がある場合 には、その様式を参考として登録事業者が定め、認定センターに提出した様式を使用すること。 なお、付属書1に校正証明書の1ページ目の様式例を示す。

5.2.2.2 校正証明書への署名等

(1) 校正証明書発行責任者:

校正証明書の発行(承認)に責任を有する者は、認定センターに校正証明書発行責任者とし て届け出ること。また、必要であれば、校正証明書発行責任者の不在の場合に備えて代理者 を指名すること。校正証明書発行責任者及び代理者は複数名置いてもよい。

(2) 署名等:

校正証明書発行責任者は、校正証明書に署名又は同等の識別を付すこと(計量法施行規則 第94条第1項第3号関連)。署名又は同等の識別については電子的な媒体による作成を行っ てもよい。ただし、この場合、署名又は同等の識別は個人を特定できるものであり、不正な複製 に対する安全保護がなされていること。

5. 2. 2. 3 記載事項

校正証明書の記載事項は次のとおりとするほか、ISO/IEC 17025の5.10.2項及び5.10.4項の 規定、計量法施行規則第94条及びこの一般要求事項の8. 項に定める標章の使用に関する 規定のとおりとする。

- (1) 計量器の校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番 号は、当該計量器又は標準物質を特定することができるものとする(計量法施行規則第94条 第5号関連)。
- (2) 計量器の校正等の依頼をした者の住所については、顧客から要求があった場合には、都道 府県名のみの記載としてもよい。
- (3) 登録事業者が計量器又は標準物質を自ら販売し、又は貸し渡すことを目的とし、校正証明 書に計量器の校正等を依頼した者の氏名又は名称及び住所の記載を省略する場合、必要に 応じて、その理由を校正証明書に記載することができる。

例えば、「この校正証明書は、校正証明書付き計量器の販売を目的とし、販売前に当校正室 で校正を実施した結果に基づいていますので、校正の依頼者名及び住所は省略しています。」 と記載することができる。

- (4) 校正証明書には、校正等の結果(「計量器の校正等により得られた値」をいう。以下同じ。) 及び測定の不確かさを必ず記載するものとする。測定の不確かさには、包含係数 k 及び信頼 の水準約95%に対応する区間である旨を併記するものとする。また、包含係数 k が2よりも大き い場合はであり、顧客から要望された場合は、有効自由度に関する情報を記載することができ る。
- (5) 校正等の結果及び測定の不確かさに付随する情報として、校正結果の解釈に必要な場合 は特定された計量仕様若しくはその項目に対する適合性の表明を、校正証明書に含めてよい ものとする(計量法施行規則第94条第1項第6号及びISO/IEC 17025 5.10.4.1 b)項関連)。適 合性の表明を行う場合には、5.2.2.4項に従うこと。
- (6) 計量器の校正等の年月日については、校正等に要したすべての実施年月日(期間であって もよい)又は実施期間のうち最終日を記載するものとする。
- (7) 校正証明書には、計量法第144条第1項に係る校正証明書である旨の記載をしなければな らない。また、発行者の書面による承諾がない限り、この校正証明書の一部分のみを複製して 用いてはならない旨についても記載するものとする。なお、国家計量標準にトレーサブルである 旨の記載については、併せて行ってもよいものとする。これらの記載文例は、付属書1に示す。

(8) 校正証明書には、ISO/IEC 17025又はJIS Q 17025に適合している旨の表記を行ってもよ い。この場合の記載文例については、付属書1の様式例2を参照のこと。

5.2.2.4 規格適合性の表明

(1) 特定された計量仕様若しくはその項目に対する規格適合性の表明を行う場合は、校正結果 とは明確に区別して記載すること。また、校正証明書内に計量仕様に関する情報を記載しな ければならない。

備考1: 特定された計量仕様とは、国内規格、国際規格、工業会基準、メーカースペック、 JCSS登録事業者が独自に定めた仕様(基準)、顧客が独自に定めた仕様(基準) 等において計量仕様と判断できるものが対象となる。

備考2:計量仕様の技術的妥当性の確認はJCSS審査の対象外である。

(2) 特定された計量仕様への適合性の表明は、製品認証との混同を避けるために、校正事業の 対象となる測定の結果についてのみの適合性の表明に限定しなければならない。すなわち、JI S製品規格やOIML規格(機能要求事項等を含む)全体への適合表明ではなく、それらの 規格のどの項目(計量仕様)に適合(不適合)であるかを明確にすること。

例えば、この方針に従って、ブロックゲージの計量仕様への適合表明をする場合、次のよう に記載しなければならない。

「このブロックゲージの寸法はJIS B 7506の(6.2) 寸法許容差における1級に適合してい ます。」

(3) 適合性の表明を行う場合は、原則として付属書4に示す「規格への適合性の評価に関する 指針」に従うこと。付属書4. AはAPLACが定めた「試験結果及び校正結果並びに仕様に対す る適合性の表明方法」である。

顧客との合意がある場合は、付属書4以外の不確かさを考慮した判定基準を認めるが、そ の場合は、校正証明書に顧客との合意に基づく判定基準である旨を記載しなければならな い。

備考: 顧客との合意に基づく判定基準の技術的妥当性の確認はJCSS審査の対象外で ある。

5.2.2.5 校正証明書の扱い

校正証明書は、1件の校正対象又は校正結果に対して複数部発行してもよいものとする。こ の場合においては個々の校正証明書に固有の識別を与えなければならない(ただし、熱量標準 安息香酸及び濃度標準物質(標準液)についてはこの限りでない)。校正証明書の複写について は、この一般要求事項の8.項に定める規定に従うものとする。

5.2.2.6 校正証明書に用いる言語

校正証明書は、英語によるものであってもよい。当面、英語以外の外国語による校正証明書 は認めないものとする。

5.2.2.7 登録範囲外の結果を校正証明書に含む場合

校正証明書には、付随する情報として、登録範囲外の測定結果*ᢔ***を含んでもよいが、その 結果は登録範囲外であることが明確に識別されること。登録範囲内の測定結果が一つも含まれ ない場合は、JCSS標章を付した校正証明書は発行できない。

備考1:「登録範囲外の測定結果」とは、登録を受けた校正の範囲(レンジや最高測定能 力)の外の測定結果であってもよい。

備考2: 分銅校正における協定値によらない質量値算出のために必要な体積測定などは、

該当する量そのものの測定ではないが、校正の結果に直接影響する測定であり、登録範囲内に含まれるべきものである。

備考3: 校正対象物が異なるような登録校正と無関係な測定結果は「登録範囲外の測定結果」とはみなされない。

5.2.2.8 手書きの校正証明書

手書きによる校正証明書の発行を認めるものとするが、この場合、校正証明書の内容は、明確かつ簡明であり、容易に消えない方法で記載されたものであること。

5.2.2.9 意見及び解釈

意見及び解釈は、JCSS登録範囲外とする。したがって、意見及び解釈は登録範囲外である旨の明確な識別がない限りJCSS標章を付した校正証明書に記載することはできない。

5. 2. 3 下請負契約(ISO/IEC 17025 4.5, 5.10.6項)

認定センターは、校正の下請負契約の要求事項に対して、次のとおり適用するものとする。ただし、この方針は下請負契約によって行われた校正等の結果を自身のJCSS標章を付して発行する校正証明書に登録範囲内の結果として記載する場合に適用するものであり、登録範囲外の下請負契約について制限するものではない。

- (1) 申請事業者及び登録事業者は、登録を受けた範囲の中*^{備考1)}で、校正業務の一部を下請負に出してよいものとする。この場合、下請負先は登録事業者であるか又はILAC国際相互承認に加盟する認定機関の認定を受けた校正機関並びにその国の国家計量標準研究所に限るものとする。この場合において、国家計量標準研究所は、メートル条約に基づく国家計量標準研究所間の相互承認協定に加盟し、国際試験所間比較で良好な成績を収めていることが望ましい。
- (2) 登録校正業務の一部を下請負に出す場合であっても、申請事業者及び登録事業者(元請け)は、設備を含めその業務の遂行能力を有していなければならない。
- (3) 登録された校正業務を下請負に出した場合には、事業者は下請負先から発行された当該下請業務に係る標章付証明書を入手しなければならない。
- (4) 下請負によって実施された校正の結果を校正証明書に引用*^{備考2)}する場合には、その結果が下請負により実施されたことについての明確な識別をしなければならない。
 - 備考1: (1)でいう「登録範囲の中」とは、「登録に係る区分、校正手法の区分の呼称、種類、校正範囲の内側を示し、最高測定能力についてもそれより不確かさが小さくならない範囲」を意味する。
 - 備考2: (4)でいう「引用」とは、発行する校正証明書の中に下請負先の校正結果そのものを引用する場合と下請負先から発行された校正証明書の識別番号を引用する場合があるが、識別番号を引用する場合は下請負先の校正証明書(写し)を添付しなければならない

5. 2. 4 現地校正

付属書2に示す「現地校正を行う場合の要求事項」に適合すること。

5.2.5 遠隔校正

付属書3に示す「遠隔校正を行う場合の要求事項」に適合すること。なお、量別の技術的要求 事項適用指針等に、この要求事項の具体的な適用の指針を定める。具体化させた事項がある 場合にはその具体的な指針を参考とすること。

5.2.6 特定二次標準器及び常用参照標準

5. 2. 6. 1 保有形態

登録事業に用いる特定二次標準器及び常用参照標準は申請事業者及び登録事業者が保有するものでなければならない。ここで、保有とは、所有又はリース契約など長期の使用契約を結び常に自社の管理下にあることをいう。

5. 2. 6. 2 校正周期

計量法施行規則第93条による。

-計量法施行規則第93条-

登録事業者が計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質の校正等の期間は、校正等を行った日の翌月の一日から1年とする。ただし、機構が定めるものにあっては、それぞれ別に定める期間とする。

ただし、計量法施行規則第93条で定める期間内であっても、計量器又は標準物質が滅失その他の事由により、登録事業者が行う計量器の校正等を適切に行えなくなった時は、その時点で、特定標準器、特定標準物質、特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に校正等をされた計量器若しくは標準物質による校正等を受けなければならない。

備考: 「別に定める期間」とは、「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」で定めた期間である。

5.2.7 トレーサビリティ方針

申請事業者及び登録事業者は、認定センターが別に定める「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針」(認定一部門-URP23)に従い、登録範囲内の校正に用いる特定二次標準器等、常用参照標準、実用標準及び重要校正用機器は適切な校正によって、国際単位系等への測定のトレーサビリティを確保しなければならない。

6. 申請事業者及び登録事業者の遵守事項

申請事業者及び登録事業者は、登録を取得し、その登録資格を維持するために次に掲げる事項を遵守しなければならない。申請事業者は遵守事項の誓約書(「JCSS登録申請書類作成のための手引き」参照)に記名・押印の上、申請時に申請書類とともに認定センターに提出すること。

- (1) 計量法第8章関係法令・告示の規定を遵守し、公正で誠実な事業を維持すること。
- (2) 常に、ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の関係条項に適合すること。
- (3) ISO/IEC 17011(JIS Q 17011)の関係条項に基づき認定機関が定めた要求事項(認定機関が定めた手数料の支払い及び量別の技術基準等の技術的要求事項を含む。)に適合すること。
- (4) 登録されていることに言及する場合は、登録された登録に係る区分、校正手法の区分の呼称、計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力の範囲内で行う校正業務についてのみ主張すること。
- (5) 認定センターの信用を落とすような方法で登録を引用しないこと。また、認定センターが、誤解を招くと判断する、又は認めていない内容の登録に関するいかなる表明もしないこと。
- (6) 登録が失効した又は取り消された場合、直ちに登録の引用を含む広報物の使用を停止する

こと。

- (7) 登録が失効した、一時停止された、又は取り消された場合、速やかに登録証を認定センター に返納すること。
- (8) 認定センターによって製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で登録を利用し ないこと。
- (9) 校正証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されることがないように確保するこ یے
- (10) 校正証明書への標章及び登録の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等 の媒体における登録の引用方法は、認定センターが定める規定に従うこと。
- (11) 登録の要件への適合性を認定センターが確認のため実施する審査、立入検査及び苦情の 解決を目的とする文書の検査、すべての校正区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見な どにおいて、必要な便宜を図り協力すること。
- (12) 認定センターから登録の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内に その要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認定センターに措 置の完了を知らせること。

7. 技能試験要求事項

- 7.1 申請事業者及び登録事業者の技能試験への参加に関する要求事項
- (1) 申請事業者及び登録事業者は、認定センターが別に定める「IAJapan技能試験に関する方 針(URP24)」に従うこと。申請事業者は、登録を受ける前に申請する登録の区分の中で少な くとも1つの校正方法(ただし、申請に係る校正手法の区分を必ず含むものとする)について7... 2項に規定する認定センターが認める技能試験のいずれかに参加し、良好な結果を得なけれ ばならない。このため、申請事業者は、認定センターから技能試験プログラムへの参加の要請 があった場合には、正当な理由がない限り、これに参加しなければならない。
 - 備考: 技能試験/試験所間比較プログラムに参加し、良好な結果を得るということは、技 能試験/試験所間比較の結果が適合と判定されることを意味するほか、不適合な結 果を得た場合についても適切な原因究明及び必要な場合改善が実施され、その結 果、申請事業者の技術能力が適切であることを適切な証拠により実証できた場合を も意味する。
- (2) 申請予定者であって、該当する技能試験で採用する校正方法又はそれに類似する校正の 実績を有する事業者は参加できるものとする。
- (23)認定センターが実施する技能試験又は測定監査への参加事業者は、必要な手数料を支払 うこと。の費用等については、7.2項の技能試験のうち、認定センターが実施する(1)及び(4)は 仲介器の減価償却、校正費用等をもとに算出した手数料による有料サービスであり、技能試験 参加事業者は必要な手数料を支払うこと。また、7.2項(2)及び(3)についても必要であれば手 数料等を支払うこと。

7.2 技能試験の分類

認定センターが、JCSSにおいて実施する又は利用する技能試験は、試験所間比較であること を原則とし、次のとおり分類される。

- (1) 認定センターが実施主体となって行う試験所間比較
- (2) 外部の技能試験プロバイダがJIS Q 0043-1に基づき、実施する試験所間比較
- (3) APLAC等の国際機関が実施する技能試験/試験所間比較プログラム及びILAC MRA又は APLAC MRAの署名認定機関が実施する又は承認する技能試験/試験所間比較プログラム
- (4) 認定センター、独立行政法人産業技術総合研究所計量標準総合センター、日本電気計器検

定所又は計量法指定校正機関が実施する測定監査

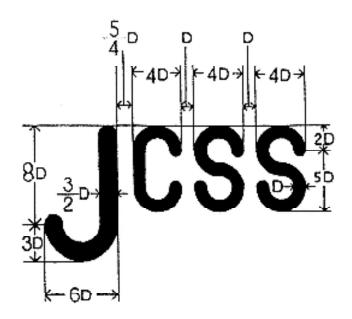
備考: 測定監査とは校正事業者に対する技術審査プロセスに関連して予め特定した参加事 業者に対して実施する技能試験で、認定センターによりプログラム承認され得るものを いう。現地審査時又はその前後において実施する。

8. 標章の使用に関する規定

- 8.1 基本方針
- (1) 登録事業者は、登録範囲の校正を行った場合、標章を付した校正証明書を発行することが できる。
- (2) 認定センターは、計量法第144条に従い、この一般要求事項に規定する場合を除き、何人 も計量器の校正等に係る校正証明書にJCSSの標章又はこれと紛らわしい標章を付すことを 認めない。

8.2 標章

- (1) 標章の形状・比率については、計量法施行規則第94条第2項に定めるとおりとする。
- (2) 標章の色は、標章全体同一色を原則とする。



8.3 校正証明書に使用する場合の要求事項

8.3.1 校正証明書等の様式

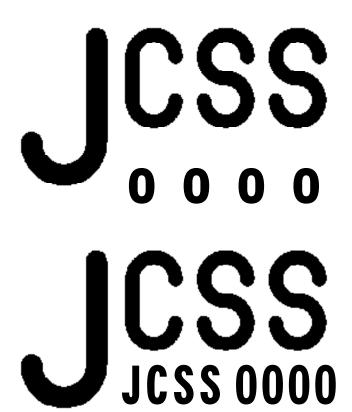
登録事業者は、標章付きの校正証明書、必要な場合は、標章付きの英語による校正証明書 の様式を事前に認定センターに届け出なければならない。

8.3.2 校正証明書に標章を付す場合の登録番号の記載

校正証明書に標章を付す場合には、8.2項に定める標章の文字"CSS"下に登録番号(4桁) を付すこと。(下図1参照) また、校正ラベルを用いた校正器物に対する校正証明書に標章を付 す場合には、8.2項に定める標章の文字"CSS"下にJCSS及び4桁(半角大文字)で示された登 録番号を付すこと(下図2参照)。

図1

図2



8.3.3 校正証明書の複写

登録事業者は、顧客による校正証明書のカラーコピー等による複写を、原則的に禁止しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

8.4 宣伝等における標章の使用

登録事業者は、自身の登録資格の宣伝等の目的のために標章を使用する場合には、次に定める事項を遵守しなければならない。

- 8.4.1 標章は、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい使用をしてはならない。
- 8.4.2 標章は、単独で校正証明書以外に使用することはできないが、校正事業者登録制度の普及及び啓発の必要性に鑑み、以下の条件を満たす場合、カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書に標章の使用を認める。
- (1) 標章は、標章を説明する文章の中で用いる。
- (2) 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。 付属書5に使用可の例及び使用不可の例を示す。例以外の使用については、事前に認定センターの承認を得ること。
- 8.5 標章の使用中止及び校正証明書発行の一時停止

登録事業者は、登録が失効した場合若しくは取り消しになった場合、又は、登録に係る事業を廃止した場合、直ちにすべての標章の使用を中止しなければならない。

また、計量法施行規則第91条の3で定める期日までに登録更新申請しているが、有効期間の満了の日までに登録更新手続きが完了しなかった場合には、有効期間の満了の日の翌日から登録更新されるまでの間は、登録事業者は計量法第144条第1項で定める校正証明書の発行を一時停止しなければならない(「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」第16条3項を参照)。

9. 届け出の義務

登録事業者は、登録内容に係る重大な変更、事業の承継、事業の廃止及び登録校正事業の 実績について届け出なければならない。詳細は、「JCSS登録の取得と維持のための手引き」を 参照のこと。

10. 立入検査等

認定センターが必要と考える場合、報告徴収及び立入検査(法律に基づく立入検査)を行うことがある。また、登録の取消し基準に該当する時には登録が取り消される場合がある。これらの詳細は、「JCSS登録の取得と維持のための手引き」を参照のこと。

第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する一般要求事項

1. 目的

この文書は、認定制度品質マニュアルに基づき、認定国際基準に対応する事業者に対して、J CSS認定を受ける又は維持するために必要な事項を定める。

2. 適用範囲

(1)から(3)まで

第1部と同じ(なお、第1部において、登録と記載している部分は認定と読み替える。以下同じ)。

(4) この第2部は、認定国際基準に対応する旨の申請を行い、定期検査等を受ける事業者(国際MRA対応認定事業者)に適用する。

3. 関係法令及び引用文献

第1部の関係法令及び引用文献のすべて。

•ISO Guide 34(2009): General requirements for the competence of reference material producers

4. 用語

第1部と同じ。

5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準

5. 1 ISO/IEC 17025

JCSSはISO/IEC 17025の該当する項目を計量法第143条第2項第2号に適合するための審査基準とする。ただし、標準物質の生産者はISO Guide 34の該当する項目も審査基準とする。(以下、ISO/IEC 17025及びISO Guide 34を国際MRA対応認定事業者に対する審査基準として引用する場合には、単に「審査基準」という。)

<u>申請事業者及び</u>国際MRA対応認定事業者及び申請事業者はISO/IEC 17025の該当する要求事項に適合しなければならない。<u>また</u>なお、標準物質生産者はISO/IEC 17025及びISO Guide 34の該当する要求事項に適合しなければならない。

- 5. 2 ISO/IEC 17025の適用方針
- 5. 2. 1 測定の不確かさの推定(ISO/IEC 17025 5.4.6項) 第1部と同じ。
- 5. 2. 2 校正証明書(ISO/IEC 17025 5.10項)
- 5. 2. 2. 1 校正証明書の様式 第1部と同じ。
- 5. 2. 2. 2 校正証明書への署名等 第1部と同じ。
- 5. 2. 2. 3 記載事項
- (1)から(8)まで

第1部と同じ。

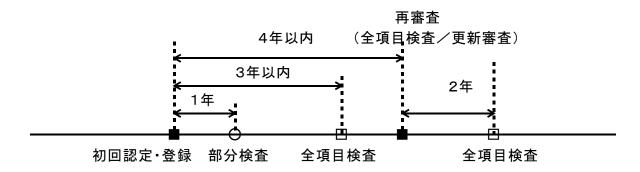
- (9) 国際MRA対応認定事業者は、校正証明書に前(1)から(8)のほか、認定国際基準に対応し ている旨の記載を行うことができる。この場合の記載文例は、付属書1の様式例1を参照のこ یے
- 5. 2. 2. 4から5. 2. 2. 9まで 第1部と同じ。
- 5. 2. 3から5. 2. 7まで 第1部と同じ。

6. 申請事業者及び認定事業者の遵守事項

(1)から(9)まで

第1部と同じ。

- (10) 国際MRA対応認定事業者は、校正証明書への認定シンボル及び認定の引用方法並びに 広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、認定センターが定 める規定に従うこと。
- (11) 国際MRA対応認定事業者は、有料の定期検査(部分検査又は全項目検査)を受けなけれ ばならない。定期検査は、原則として認定後1年以内に実施し、その後は原則として2年ごと に1回実施する。そのうち、認定後1年以内の定期検査は、要求事項を部分的に確認する部 分検査で、2年ごとの定期検査は、初回審査時と同様に全認定範囲について、ISO/IEC 1702 5(JIS Q 17025)の全要求事項を確認する全項目検査である。法に基づく登録の更新審査を 受けた場合は、全項目検査を受けたものとみなす。



なお、登録から1年を超える事業者から国際MRA対応サービスの申請があった場合は、申 請後の契約検査で全項目検査を行って、適切性を確認した後に国際MRA対応資格が与えら れる。また、登録又は登録の更新の日から起算して、6ヶ月を超え1年以内であって、部分検 査で国際MRA対応の適合性を確認できるときは、部分検査に代えることができる。ただし、こ の場合は国際MRA対応認定1年以内に全項目検査を実施する。

(12) 国際MRA対応認定の要件への適合性を認定センターが確認のため実施する審査、立入 検査、定期検査及び苦情の解決を目的とする文書の検査、すべての校正区域への立入り、記 録の閲覧、職員との接見などにおいて、必要な便宜を図り協力すること。

- (13) 認定センターから国際MRA対応認定の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥 当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認 定センターに措置の完了を知らせること。
- (14) 認定に用いられる規格(例えば、ISO/IEC 17025)を用いて認定又は認証行為を行わないこ と。下請負事業者が ISO/IEC 17025を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければ ならない場合があるが、下請負事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目 的で発行するものであって ISO/IEC 17011に基づく認定又は認証ではない旨を明記すること。

7. 技能試験要求事項

第1部と同じ。

- 7. 1 申請事業者及び認定事業者の技能試験への参加に関する要求事項
- (1) 申請事業者は、認定を受ける前に申請する登録の区分の中で少なくとも1つの校正方法(た だし、申請に係る校正手法の区分を必ず含むものとする)について認定センターが認める7.2 頃に規定する技能試験のいずれかに参加し、良好な結果を得なければならない。また、国際M RA対応認定事業者は、認定取得後少なくとも4年に1回は7.2項に規定する技能試験のいず れかに参加し良好な結果を得なければならない。このため、国際MRA対応認定事業者及び申 請事業者は、認定センターから技能試験プログラムへの参加の要請があった場合には、正当 な理由がない限り、これに参加しなければならない。
 - 備考: 技能試験/試験所間比較プログラムに参加し、良好な結果を得るということは、技能 試験/試験所間比較の結果が適合と判定されることを意味するほか、不適合な結果を 得た場合についても適切な原因究明及び必要な場合改善が実施され、その結果、申請 事業者又は国際MRA対応認定事業者の技術能力が適切であることを適切な証拠によ り実証できた場合をも意味する。
- (2) 申請予定者であって、該当する技能試験で採用する校正方法又はそれに類似する試験の 実績を有する事業者は参加できるものとする。
- (3) 技能試験への参加の費用等については、7.2項の技能試験のうち、認定センターが実施す る(1)及び(4)は仲介器の減価償却、校正費用等をもとに試算した手数料による有料サービスで あり、認定事業者は必要な手数料を支払うこと。また、7. 2項(2)及び(3)についても必要であれ ば手数料等を支払うこと。

7.2 技能試験の分類

第1部と同じ。

8. 認定シンボルの使用に関する規定

- (1) 国際MRA対応認定事業者は、認定された事業区分等の範囲の校正を行った場合、JCSS の標章を付した証明書を発行することができるほか、認定国際基準に対応している旨の記載 及び下図の認定シンボルの表示を行うことができる。ただし、標準物質の生産者は生産した標 準物質の認証書にはILACの認定シンボルを付すことはできない。
- (2) 第1部と同じ。
- (3) この要求事項に規定する場合を除き、校正証明書等に認定シンボル又は紛らわしい表示を 付してはならない。
- 8.2 認定シンボル及び認定番号の記載

認定シンボルは下記のとおり規定する。国際MRA対応認定事業者は、認定シンボル付きの校正証明書、認定シンボル付きの英語による校正証明書の様式を、事前に認定センターに届け出なければならない。認定番号の付け方はIAJapanマークの下に"JCSS"及び4桁の番号からなる認定番号を付すこととする。

図4 国際MRA対応認定事業者が証明書に表示できる認定シンボル (サブライセンス契約の締結後から使用可能)



(原則は黒又は認定センターが別途指定した色での多色刷りとする。配置及び比率についても別紙認定センターが指定する。)

8. 3から8. 4まで

第1部と同じ。ただし、規定中の「標章」を認定シンボルと読み替える。なお、ILACマークを含む認定シンボルは、名刺に使用することはできない。

- 8.5 標章及び認定シンボルの中止及び校正証明書発行の一時停止
- (1) 国際MRA対応認定事業者は、認定の資格が失効、一時停止若しくは取り消しになった場合、又は、認定に係る事業を廃止した場合、直ちにすべての標章及び認定シンボルの使用を中止しなければならない。

また、計量法施行規則第91条の3で定める期日までに登録更新申請しているが、有効期間の満了の日までに登録更新手続きが完了しなかった場合には、有効期間の満了の日の翌日から登録更新されるまでの間は、登録事業者は計量法第144条第1項で定める校正証明書の発行を一時停止しなければならない(「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」第16条3項を参照)。

9. 届け出の義務

第1部と同じ。

10. 立入検査等

第1部と同じ。

11. 認定国際基準対応資格の一時停止又は取消し

- (1) 国際MRA対応認定事業者が、認定国際基準に適合していない場合又は国際MRA対応認定事業者が認定を維持するための遵守事項が遵守されていない場合は、その内容の重要度を考慮して、認定国際基準対応資格の一時停止を行う場合がある。 は、その資格を一時停止することがある。
 - (1) 認定国際基準に適合していない恐れがある場合
 - ② 技能試験/試験所間比較の結果で不適合な結果を得て適切な原因究明及び必要な場合、改善が実施されない場合
- (2) 国際MRA対応認定事業者が、次の一つに該当する場合は、認定国際基準対応資格を取り

消す。

- ① (1)で一時停止中の国際MRA対応認定事業者が改善を行わなかった場合とき。
- ② 定期検査を受けなかった<mark>場合とき又は技能試験を受けなかった場合とき。</mark>
- ③ 定期検査又は技能試験の費用を負担しない場合とき。
- ④ 認定の地位の表明又は認定シンボルの使用にあたって、認定機関の評判を落とすような若しくは認定事業と異なる表明又は使用があった場合

 □

附 則

(施行期日)

1. この文書は、平成22年8月20日から施行する。

(経過措置)

- 2. 附則1.の施行の際、既にISO Guide 34(2000)の認定を受けている標準物質生産者は、 施行の日から起算して2年を経過する日までに現一般要求事項に適合しなければならない。
- 3. 附則1. の施行の際、既にISO Guide34(2000)の登録(更新)申請している標準物質生産者 及び定期検査の申込みを行っている標準物質生産者については、当該審査又は定期検査が 終了するまでは第12版を適用する。

(施行期日)

1. この文書は、平成23年5月2日から施行する。__

(施行期日)

1. この文書は、平成23年8月26日から施行する。

(注意:付属書1から付属書5は改正がありませんので、添付を省略しています。)